

滝沢市産業分野地域おこし協力隊募集要項

1 募集背景

滝沢市は岩手県の県庁所在地「盛岡市」に隣接する人口約5万5千人のまちです。市の北西には秀峰岩手山を望み、酪農・農業の基盤となる雄大な自然と、第3次産業を中心とした盛岡市のベッドタウンとして発展してきた都市部が同居するまちです。市内には岩手県立大学や盛岡大学といった高等教育機関が集積し、県内最大の学園都市としての機能があり、人口に対する若い世代の比率が比較的高くなっています。

また、昭和40年頃から住宅地が形成され始め、人口も5万人を超え「村」から「市」へ移行しましたが、農地が隣接されており長く農業に携わっている住民も多くいます。田畑だけでなく、酪農も盛んで県内では5番目に乳用牛が多い地域であります。このように都市近郊でありながら、農業が営まれている地域であるため若い農業者が増えています。

しかしながら、安定的に若者の転入がある一方で、進学、卒業、就職といった機会に滝沢市を転出する10代後半から20代の男女数は多く、若者の地域定着が課題となっています。

また、滝沢市は盛岡市のベッドタウンとして発展してきた経緯から、宿泊施設や観光のコンテンツ等が少ないと言われており、観光事業による外貨獲得の手段に乏しいのが現状です。

特にも「残したい”日本の音風景100選“」に選定されているイベント「チャグチャグ馬コ」は、当日訪れた方々にお金を落としてもらえようような仕組みが不足していることや、1年間のうちの1日だけの行事であることから馬の維持に係る負担が大きく、「チャグチャグ馬コ」自体の維持、保存が難しくなってきたという課題があります。

このように、滝沢市には「チャグチャグ馬コ」を代表するようなコンテンツがいくつかあるものの、活用や発信が不足しており、観光を切り口とした市の知名度の引き上げや交流人口の獲得につなげられずにいます。

このような状況から、市では、既存の観光コンテンツの維持・発展、さらには地域の交流人口拡大を目的とした新たな魅力発掘と磨き上げ、発信にこれまで以上に力を入れて行きたいと考えています。

その一環として、昨年より「一緒に地域を元気にしていきたい」という想いを持つ人材を地域おこし協力隊として受け入れはじめました。

現在活躍している2名の地域おこし協力隊とも協力しながら、新たな視点や発想で、市の魅力発信を担うとともに、観光を切り口とした持続可能な仕組みの構築と一緒に取り組んでいただける、地域おこし協力隊員を募集します。

2 テーマ概要

チャグチャグ馬コ PR コーディネーター

みちのくの初夏を彩る「チャグチャグ馬コ行進行事」は、毎年6月の第2土曜日に艶やかな装束をつけた約70頭にも及ぶ馬と馬主が行進する稀有な祭りであり、国内外に広く知られる行事となっております。

滝沢市は、チャグチャグ馬コの起源となった鬼越蒼前神社の所在地であり、「チャグチャグ馬コの里」としてPRを図っているところです。しかし、農作業の機械化、住環境の都市化、ライフスタイルの変化等により、行事の根幹をなす「馬」の飼養頭数は減少の一途をたどっております。また、就業形態や生活環境の変化により馬飼養及び行事に参加する後継者の不足が懸念されている状況にあり、行事参加者の高齢化も課題となっております。

そこで、馬主やチャグチャグ馬コに関わる多くの関係者と連携しながら、チャグチャグ馬コの魅力発信はもちろんのこと、新たな関係コンテンツの開発、その他様々なアプローチを通じて、チャグチャグ馬コという伝統行事の維持、発展を私たちと一緒に目指していただける地域おこし協力隊を募集します。

【活動内容】

チャグチャグ馬コに携わる多くの方々と関係を築き、観光やPR面での調整・橋渡し役として、下記の活動を想定しています。

- ・SNS (Facebook、Twitter、Instagram) 等を活用したチャグチャグ馬コに関する情報発信
- ・チャグチャグ馬コのPRにつながるイベントの企画、旅行商品を含めた商品の開発
- ・チャグチャグ馬コを通じた持続可能な仕組みの検討・構築

【求めている人材】

- ・SNS等の情報発信ツールの効果的な活用ができる方
- ・馬や馬事文化、馬との暮らしに興味があり、関係者とともに馬と観光とのより良い関係を検討・構築してみたい方
- ・地域住民やチャグチャグ馬コ関係者と積極的にコミュニケーションを図り、関係性を築くことができる方

3 募集人数

チャグチャグ馬コ PR コーディネーター 1名

4 応募要件

- (1) 年齢・学歴
不問

- (2) 資格、免許等

次に示す要件を全て満たしていること。

- ① 隊員の任用を受ける前において、別表第1左欄に掲げる都市地域等の区域に住所

を有し、かつ、当該住所に生活の拠点を置いている者であって、隊員の任用を受けた後において、直ちに別表第1右欄に掲げる本市の居住地域に住民票を異動し、かつ、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことが可能なものであること。ただし、市以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊員として任用を受け、又は任用され2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし協力隊員を解嘱された日から1年以内に任用されるものについては、この限りでない。

※住民票上の住所ごとに詳細な要件がありますので、事前にお問い合わせください。なお、実際に住民票を本市に異動していただくのは、協力隊として任用された後となります。

- ② 心身ともに健康で、意欲があり、地域協力活動に積極的に参加できる者であること。
- ③ 普通自動車免許（AT限定可）を取得している者であること。

別表第1

都市地域等の区域	本市の居住地域
三大都市圏の都市地域、または仙台市をはじめとする政令指定都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）	全地域

※備考

- 1 三大都市圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。
- 2 都市地域とは、次の「条件不利地域」に該当しない市町村をいう。
- 3 条件不利地域とは、次のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。
 - (1) 過疎地域自立促進特別措置（平成12年法律第15号）第2条第1項並びに第3条第1項及び2項に規定する過疎地域
 - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (6) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (3) 欠格要件

地方公務員法第16条の規定により、次のいずれかに該当する人は応募することができません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 滝沢市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 任用条件

(1) 身分

滝沢市産業分野地域おこし協力隊員として、市長が、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として任用します。

(2) 服務

地方公務員法の規定により、主に次のような制限等があります。

- ① 採用後1か月間（最低15勤務日）は、条件付採用となります。
- ② 採用時に服務の宣誓をする必要があります。
- ③ 法令等及び上司の服務上の命令に従う義務
- ④ 信用失墜行為の禁止
- ⑤ 秘密を守る義務
- ⑥ 勤務時間中の職務に専念する義務
- ⑦ 政治的行為の制限
- ⑧ 争議行為等の禁止

(3) 任用期間

隊員の任用期間は、任用の日から令和3年3月31日までとします。（勤務実績に基づく能力の実証により、最長3年間までの再度の任用を行う場合があります。）

(4) 勤務場所

滝沢市内（所属は、経済産業部観光物産課となります。）

(5) 勤務時間

- ① 1週間の勤務日数 4日
- ② 1週間の勤務時間数 29時間
- ③ 1日の勤務時間数 7時間15分
- ④ 1日の勤務時間帯 午前8時30分～午後4時45分

(6) 休憩時間

1時間（正午から午後1時まで）

(7) 時間外勤務及び休日勤務の有無

- なし
- (8) 報酬
月額 180,000円
- (9) 通勤手当相当額
片道2km以上で自家用車、バス等により通勤する場合に通勤距離等に応じた金額を費用弁償として支給します(上限あり)。
- (10) 期末手当
なし
- (11) その他の手当
時間外勤務又は休日勤務をした場合には、時間外勤務手当に相当する報酬又は休日勤務手当に相当する報酬を支給します。
- (12) 報酬等の支給日
月末締めで翌月の10日。
※これらの日が休日に当たるときは、その次の平日に支給します。
- (13) 休日
① 土曜日及び日曜日
② 国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日まで
③ その他勤務日の指定がない日
- (14) 年次休暇
あり
※勤務日数と滝沢市での勤続勤務年数に応じた日数の有給の休暇が与えられます。
- (15) その他の休暇
一定の要件を満たす場合に、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の休暇が与えられます。
※上記の休暇には、有給のものと無給のものがあります。
- (16) 健康保険・厚生年金保険
加入あり
※全国健康保険協会管掌保険及び厚生年金保険
- (17) 雇用保険
加入あり
- (18) 災害補償
公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度(市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)が適用されます。
- (19) 住居
定住に係る住居については、市において準備し予算の範囲内で貸借等を行います。

ただし、税法上のみなし給与とならないよう一部負担が必要な場合があります。

(20) 活動経費

その他活動に要する経費については、滝沢市産業分野地域おこし協力隊員活動予算から予算の範囲内で市が支出します。

(21) 自己負担

引越しに必要な経費、家財道具や光熱水費は自己負担となります。

6 選考・応募方法等

令和2年3月25日（水）より、滝沢市産業分野地域おこし協力隊員募集案内ホームページ (<https://takizawa-kyouryokutai.jp>) にて、プレエントリーを受付けます。応募方法、スケジュール等はホームページまたは下記をご覧ください。

(1) 応募の流れ

- ①プレエントリー（ホームページにて受付）
- ②オンラインでの募集説明、個別相談（日程はプレエントリー受付後に、メールにて調整）
- ③本エントリー（応募書類は②の後にメールにて送付、本エントリーはメールにて受付）
- ④書類選考（結果は、文書で通知します）
- ⑤現地視察（書類選考通過者を対象に令和2年6月12日（金）～14日（日）の2泊3日で実施予定。）
- ⑥面接審査（6月下旬に滝沢市内で実施予定）

(2) プレエントリー受付期間

令和2年4月30日（木） 第1期プレエントリー締切（ホームページにて受付）

令和2年5月25日（月） 第2期プレエントリー締切（ホームページにて受付）

※第2期プレエントリーの実施については、第1期の応募状況によります。

(3) 本エントリー時提出資料

- ・応募用紙（様式1、2）※仮エントリー後、メールで送付します
- ・住民票の写し（本籍記載のあるもの）
- ・普通自動車運転免許の写し（表面と裏面）

7 問合せ先

滝沢市 経済産業部 観光物産課 地域おこし協力隊員募集担当 宛
〒020-0692 滝沢市中鶴飼55
電話 019-656-6535

FAX 019-684-5479

メール kanko@city.takizawa.iwate.jp